

## 平成28年度葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案 29 平成28年度葉山町一般会計補正予算(第5号)
- 30 平成28年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 31 平成28年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 32 平成28年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 33 平成28年度葉山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 34 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 35 葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 36 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 37 葉山町税条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 38 葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 39 葉山町農業委員会の委員の定数条例  
別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 9 専決処分の報告について  
葉山町一色の町道において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの

別紙  
「補正予算案の概略」  
のとおり

平成 28 年度 12 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	10,028,673	88,896	10,117,569	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,230,990	425	4,230,565
	後 期 高 齢 者 医 療	976,525	108	976,633
	介 護 保 険	2,992,923	385	2,993,308
	下 水 道 事 業	1,472,172	990	1,473,162
	計	9,672,610	1,058	9,673,668
合 計	19,701,283	89,954	19,791,237	

## 1 一般会計

### (1)歳入

- 国庫支出金
  - ・ 児童手当国庫負担金 12,275 千円
  - ・ 自治体中間サーバープラットフォーム調整経費補助金 184 千円
  - ・ 臨時福祉給付金給付事業費補助金（経済対策分） 72,390 千円
- 県支出金
  - ・ 児童手当県負担金 2,810 千円
  - ・ 海区漁業調整委員会委員選挙委託金 349 千円
- 諸収入
  - ・ 消防用水利費補償金 1,586 千円

### (2)歳出

- 職員給与費等（特別会計分を含む） 90,385 千円  
給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- 議会（議員）活動事業 150 千円  
専門的事項に係る調査を実施するため学識経験者に依頼する経費
- 基金積立金（公共公益施設整備基金積立金） 79,000 千円
- 臨時福祉給付金（経済対策分）の給付 72,390 千円  
低所得者の消費税率引上げによる影響緩和等のための給付金の支給

➤ 児童手当支給額の増額	17,895 千円
当初見込みを上回ったことに伴う更正増	
➤ 広域共同処理施設負担金	4,632 千円
平成 29 年 2 月から逗子市の焼却処理施設で可燃ごみの処理を一部開始することに伴う既存施設の基幹改良費工事に要した経費について応分の負担をする。	
( 予定処理量 2 か月分 400 トン )	
➤ 住宅リフォーム資金助成金の増額	800 千円
当初見込みを上回ったことに伴う更正増	
➤ 町営滝の坂住宅の給水方式の変更改良に先行して給水管引込工事等を行う。	1,104 千円
➤ 平成 29 年 4 月採用予定の消防職員 3 名分の被服購入費	1,439 千円
➤ 消防庁舎維持管理事業の増額	228 千円
廃棄物の処理量等が当初見込みを上回ったことに伴う委託料の更正増	
➤ 開発行為に伴い設置する消火栓の設置費用	1,586 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	57 千円

## 2 国民健康保険特別会計

### (1)歳入

➤ 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）	425 千円
----------------------	--------

### (2)歳出

➤ 職員給与費の更正減	425 千円
-------------	--------

## 3 後期高齢者医療特別会計

### (1)歳入

➤ 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)	108 千円
----------------------	--------

### (2)歳出

➤ 職員給与費の更正増	108 千円
-------------	--------

## 4 介護保険特別会計

### (1)歳入

➤ 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）	385 千円
----------------------	--------

## (2)歳出

- |                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| ➤ 職員給与費の更正増                           | 385 千円    |
| ➤ 高額医療合算介護・予防サービス事業の更正増               | 1,048 千円  |
| ➤ 平成 27 年度介護給付費等の確定による国県支出金の<br>精算返還金 | 20,841 千円 |
| ➤ 予備費(歳入歳出額の調整)                       | 21,889 千円 |

## 5 下水道事業特別会計

### (1)歳入

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ➤ 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） | 990 千円 |
|----------------------|--------|

### (2)歳出

- |             |        |
|-------------|--------|
| ➤ 職員給与費の更正増 | 990 千円 |
|-------------|--------|

# 条例の概要

## 題 名

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

固定資産評価審査委員会委員の報酬額を改めることとした。

## 2 内 容

固定資産評価審査委員会委員の職務内容等を踏まえ、報酬額を日額 15,000 円とすることとした。

## 3 施行期日

この条例は、新委員の任期の初日である平成 29 年 2 月 5 日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

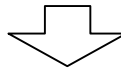
## 1 趣 旨

平成 28 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の給与について改正を  
行うこととした。

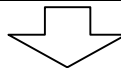
## 2 内 容

( 1 ) 一般職及び再任用の職員の勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当について、  
平成 28 年 12 月期及び平成 29 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のと  
おり改正することとした。

		一般職職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
現 行	6 月期	1.225 月	0.8 月	0.65 月	0.375 月	1.575 月
	12 月期	1.375 月	0.8 月	0.80 月	0.375 月	1.575 月
	計	2.6 月	1.6 月	1.45 月	0.75 月	3.15 月
	年間計	4.2 月		2.2 月		3.15 月



平 成 28 年 12 月 適 1 用 日		一般職職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.225 月	0.8 月	0.65 月	0.375 月	1.575 月
	12 月期	1.375 月	0.9 月	0.80 月	0.425 月	1.675 月
	計	2.6 月	1.7 月	1.45 月	0.8 月	3.25 月
	年間計	4.3 月		2.25 月		3.25 月



平成 28 年 6 月期には遡及適用なし

平 成 29 年 4 月 施 1 行 日		一般職職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.225 月	0.85 月	0.65 月	0.4 月	1.625 月
	12 月期	1.375 月	0.85 月	0.80 月	0.4 月	1.625 月
	計	2.6 月	1.7 月	1.45 月	0.8 月	3.25 月
	年間計	4.3 月		2.25 月		3.25 月

( 2 ) 行政職給料表 ( 一 ) 及び行政職給料表 ( 二 ) について、国家公務員の行政職俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

( 平均改定率 + 0.24% 平均改定額 + 724 円 / 月 )

( 3 ) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

### 3 施行期日等

( 1 ) この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

( 2 ) 給料表に係る改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用することとし、平成 28 年 12 月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用することとした。

( 3 ) 平成 28 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。

( 4 ) 改正前の条例の規定に基づいて支給された平成 28 年 4 月以降の給与は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

# 条例の概要

## 題 名

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

一般職の職員の給与改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

## 2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現 行		平成 28 年 12 月 1 日 適 用		平成 29 年 4 月 1 日 施 行
6 月 期	2.025 月	⇒	2.025 月	⇒	2.075 月
12 月 期	2.175 月		2.275 月		2.225 月
年 間 計	4.2 月		4.3 月		4.3 月

## 3 施行期日

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、平成 28 年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用することとした。



# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

### ( 1 ) 固定資産税に係る改正

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税割合を地方自治体の条例で定める(わがまち特例)こととされたことに伴い、次のとおり定めることとした。

対象となる償却資産	課税割合		
	法改正前	参酌基準及び範囲	条例で定める割合
太陽光発電設備 風力発電設備	2 / 3	2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲	1 / 2
水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	2 / 3	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲	1 / 3

本町では、再生可能エネルギーの活用に取り組んでおり、事業者の積極的な再生可能エネルギーの利用を促進するため、最も優遇した課税割合を設定することとした。

### ( 2 ) 環境負荷の軽い軽自動車に対する軽自動車税の軽減措置を、平成 29 年度も行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、固定資産税に係る部分の改正規定は、公布の日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 通所介護のうち利用定員が 19 人未満のものが地域密着型サービスに区分されたことに伴い、これに位置付けられることとなった「指定地域密着型通所介護」及び「指定療養通所介護」の事業を行う者が整備するサービスの提供に関する記録の保存期間を、他の指定地域密着型サービス事業者と同様に 5 年とすることとした。
- ( 2 ) 非常災害時において地域との連携に努めなければならない指定地域密着型サービス事業者に、「指定地域密着型通所介護事業者」を追加することとした。

## 3 施行期日

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとした。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町農業委員会の委員の定数条例

## 1 趣 旨

農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、葉山町農業委員会の委員の定数を定めることとした。

## 2 内 容

農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項の規定により条例で定める委員の定数は、9 人とする事とした。

## 3 施行期日等

( 1 ) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

( 2 ) 委員は市町村長が議会の同意を得て任命することとされたため、次に掲げる条例は、廃止することとした。

葉山町農業委員会の選挙による委員の定数条例( 昭和 29 年葉山町条例第 183 号 )

葉山町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例( 平成 17 年葉山町条例第 6 号 )

葉山町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例 ( 平成 17 年葉山町条例第 7 号 )